

昭和五十三年五月三十日受領
答 弁 第 三 一 八 号

(質問の 三八)

内閣衆質八四第三八号

昭和五十三年五月三十日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における旧日本軍接收土地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における旧日本軍接收土地に関する質問に対する

答弁書

一について

旧地主に対するアンケート調査は、先の提出資料において述べたとおり、旧軍が買収した事情等に関するものであるが、本来、公表を予定して行つたものではないので、その内容について具体的記述をしなかつたものである。

二について

御指摘の読谷村字伊良皆呉屋原に所在する国有地については、所有権認定作業の結果、昭和二十六年に国有地と認定され、当時の読谷村長から所有権証明書が交付されたものである。

なお、認定作業を通じて所有権について争いがある場合には、調停制度や巡回裁判制度によ

ることとされ、その旨あらかじめ周知されていた。

三について

土地所有権認定作業において、旧軍が使用していた土地についても、民間人による土地所有申請が禁じられていたわけではない。

四について

戦争が済んだら売戻すとの口頭による約束があつたかどうかという点については、関係者の意見陳述は一致しておらず、確認できていない。

右答弁する。